

# 介護保険法及び指定居宅サービスの事業者等の基準に関する省令の一部改正について

## 1 介護保険法改正（介護サービス関係）の経緯

(H26.6.25)医療介護総合確保推進法公布・介護保険法一部改正

**【地域包括ケアシステムの構築】**

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実

↓  
【H27年4月1日施行】介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行

【H28年4月1日施行】地域密着型通所介護の創設（小規模通所介護の移行）

【H30年4月1日施行】居宅介護支援事業所の指定権限を市町村へ移譲

↓  
(H28.1)運営基準等を定める省令の一部改正

↓  
既に制定した運営基準等を定める県・市町村条例の一部改正

### 介護保険法（抜粋）

改正内容：平成26年6月25日号外法律第83号[平成28年4月1日施行]

第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

2 ～ 6 （略）

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（**利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。**）をいう。

19人

8 ～16 （略）

（新設）

17 この法律において「**地域密着型通所介護**」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（**利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。**）をいう。

18～28 （略）

## 2 地域密着型通所介護の基準について

### (1) 地域密着型サービスとは

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活を継続できるように、身近な市町村で提供されるサービス

(1) ①原則として市町村の被保険者のみが利用可能 ②指定・指導監督権限は市町村が有する (複数の市町村の指定により隣接市町村などの被保険者の利用も可能)
(2) 地域の実情に応じた弾力的な指定基準が設定できる
(3) 公平・公正の観点から基準設定には地域住民等が関与するしくみとする 指定基準の設定、事業者の指定時には「地域密着型サービス運営委員会」を開催(被保険者、事業者、学識経験者等で構成)

### (2) 指定基準に関する主な変更点(地域密着型サービスの指定基準)

#### 地域との連携・透明性の確保が義務付け

#### 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

##### ◆地域との交流(基準省令案第34条第3項)

事業者は、事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等と連携・協力し、地域との交流を図らなければならない。

##### ◆透明性の確保(基準省令案第34条第1項・第2項)

事業者は、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、事業所の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受け、会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

### (3) 運営推進会議について

事業者は、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保することを目的として、「運営推進会議」を設置します。

#### 《運営推進会議》

対象サービス	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	その他地域密着型 サービス
会議の名称	運営推進会議	介護・医療連携推進会議	運営推進会議
構成員	利用者・家族／地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等)／市町村職員又は地域包括支援センターの職員／サービスに関する有識者		
開催頻度	おおむね6月に1回以上 (療養通所介護は12月に1回以上)	おおむね3月に1回以上	おおむね2月に1回以上
会議の内容	事業所はサービスの提供状況等を報告し、会議による評価をうけ、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける		
記録の作成と公表	報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表しなければならない		